

水産業・漁村の持つ多面的機能の 発揮のための取組を支援します ～ 水産多面的機能発揮対策事業 ～

実施主体

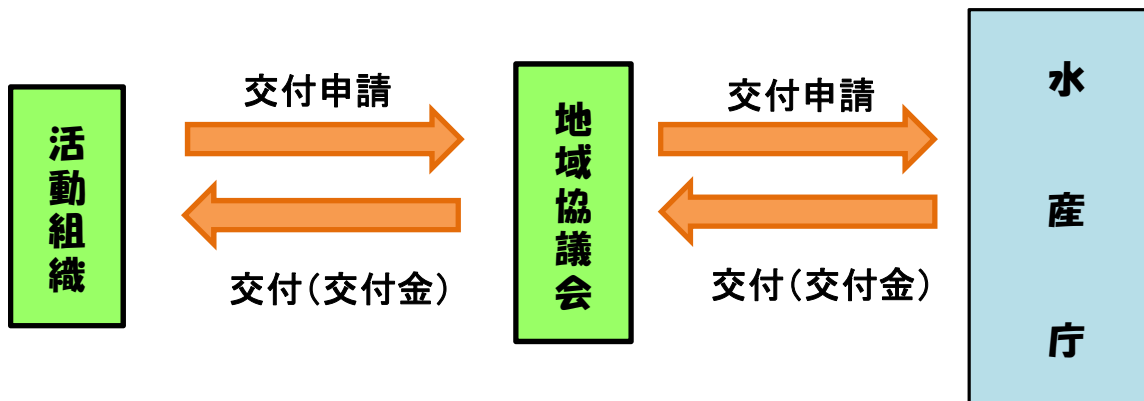
- 都道府県、市町村、学識経験者、漁業者等で構成する**地域協議会**

※水産多面的機能を発揮するために活動を行う活動組織の採択等を行います。

事業要件

- 漁業者、地域住民、漁業協同組合、学校、NPOの皆さま方による**活動組織を設置し、活動計画の作成等を行っていただくことが必要**です(既存の組織の活用も可能です)

事業の流れ



★申請の手続き

活動組織の代表者から、各都道府県に設置される地域協議会に活動計画や構成員の名簿などを添えて申請をお願いします。

主な活動内容

海難救助



国境監視



漂流漂着物処理



藻場の保全



教育と啓発の場の提供



食文化等の伝承
機会の提供



補助率

- 活動に必要な経費を**定額**で支援します。
(**1活動組織あたり2,000万円**の範囲で自由にメニューを選択し取り組むことができます。)



詳しくは、水産庁漁港漁場整備部計画課(☎03-3501-3082)までお問い合わせください。